

第3回定例会

平成30年6月19日開会

平成30年6月19日閉会

小清水町議会会議録

小清水町議会

平成30年第3回小清水町議会定例会会議録

○議事日程（第1号）

平成30年6月19日（火曜日） 午前9時30分開会

- 第 1 会議録署名議員の指名について
- 第 2 会期の決定について
(議長諸報告について)
(町長あいさつ)
- 第 3 行政報告について
- 第 4 発議第 3号 議員研修会の参加について
- 第 5 意見案第 2号 ライトシェアの推進に対する慎重な審議を求める意見書(案)の提出について
- 第 6 意見案第 3号 教職員の長時間労働解消に向け、「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法(給特法)」の廃止を含めた見直しを求める意見書(案)の提出について
- 第 7 意見案第 4号 2019年度地方財政の充実・強化を求める意見書(案)の提出について
- 第 8 意見案第 5号 教職員の超勤・多忙化解消・「30人以下学級」の実現、義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1/2への復元、「子どもの貧困」解消など教育予算確保・拡充と就学保障に向けた意見書(案)の提出について
- 第 8 意見案第 6号 2018年度北海道最低賃金改正等に関する意見書(案)の提出について
- 第10 意見案第 7号 北海道主要基幹農作物種子条例の制定に関する意見書(案)の提出について
- 第11 一般質問
- 第12 承認第 1号 専決処分した事件の承認について(町税条例の一部を改正する条例制定)
- 第13 承認第 2号 専決処分した事件の承認について(平成29年度小清水町一般会計補正予算(第12号))
- 第14 報告第 3号 平成29年度小清水町一般会計繰越明許費繰越計算書について
- 第15 報告第 4号 平成29年度小清水町農業集落排水事業特別会計繰越明許費繰越計算書について
- 第16 議案第 26号 小清水町空家等対策協議会設置条例制定について
- 第17 議案第 27号 町税条例の一部を改正する条例制定について
- 第18 議案第 28号 小清水町放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第19 議案第 29号 平成30年度小清水町一般会計補正予算(第1号)について
- 第20 議案第 30号 平成30年度小清水町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)について
- 第21 議案第 31号 スクールバス交換事業にかかる購入契約の締結について
- 第22 議案第 32号 小清水地区農業集落排水処理施設機能強化対策工事(受電)にかかる契約の締結について

○出席議員（10名）

1番	下平正吾君	2番	槻間善高君
3番	八木勝正君	4番	森浩君
5番	工藤孝一君	6番	大石誠示君
7番	高橋隆文君	8番	林幸雄君
9番	中村俊之君	10番	坂田秀昭君

○地方自治法第121条の規定により、本会議に出席を求めた者

小清水町長	久保弘志君
小清水町教育長	加藤友幸君
小清水町選挙管理委員長	吉田正貴君
小清水町農業委員会長	今村昇君
小清水町代表監査委員	重成一男君

○委任を受け出席した者

副町長	鈴木祐之君
総務課長	服部隆文君
出納室長	瀧口顕君
企画財政課長	金原武浩君
町民生活課長	斎藤高広君
保健福祉課長	村上信二君
産業課長	細川正彦君
建設課長	荒木和正君
子育て支援課長	組野麻記君
生涯学習課長	中野也寸志君
選挙管理委員会事務局長	服部隆文君
農業委員会事務局長	細川正彦君
監査委員事務局長	権藤結君

○本会議の事務に従事した者

議会事務局長	権藤結君
書記	服部まどか君

◎開会の宣告

- 議長（坂田秀昭君）ただいまから、平成30年第3回町議会定例会を開会いたします。
(開会 午前9時30分)

◎開議の宣告

- 議長（坂田秀昭君）直ちに本日の会議を開きます。

◎会議録署名議員の指名について

- 議長（坂田秀昭君）日程第1、本日の会議録署名議員は、
4番 森 浩 議員 7番 高橋隆文 議員
を指名いたします。

◎会期の決定について

- 議長（坂田秀昭君）日程第2、会期の決定について、議会運営委員会の報告を求めます。
高橋隆文議会運営委員長。はい、7番。
○議会運営委員長（高橋隆文君）はい、7番。議会運営委員会の審査報告をいたします。
第3回本定例会を開催するに当たりまして、去る6月15日と本日、議会運営委員会を開きまして、本日開会の定例会の会期等について協議をいたしました。
本定例会では、一般質問者が1名1件、町長から提出されている議案11件であります。
その内容につきましては、条例制定3件、補正予算2件、その他承認2件、報告2件、契約2件、発議と意見書も予定されておりまして、したがって、提出議案の内容、件数を判断いたしまして、本定例会の会期は、本日6月19日の1日間とすることが妥当であると判断したところでございます。
以上、議会運営委員会の審査報告といたします。
○議長（坂田秀昭君）議会運営委員長の報告は会期1日であります。
これに御異議ございませんか。
(「異議なし」と呼ぶものあり)
○議長（坂田秀昭君）御異議ないものと認めます。
よって、会期を本日1日と決定いたします。

◎議長諸報告について

- 議長（坂田秀昭君）本日の会議に関する諸報告を権藤事務局長から報告させます。
○事務局長（権藤 結君）諸般の報告をいたします。
本日の会議出席議員数は10名でございます。
本日の会議に関する説明員の出席につきましては、報告書を配付しております。
3月定例会後の議会閉会中における動向につきましては、報告書を配付しております。
監査委員からの例月出納検査報告書を受理したため、その写しを配付しております。
本日の議案にかかわる説明資料につきましては、事前配付にかかわるもの以外に入札及び契約状況表を配付しております。
以上で諸般の報告を終わります。

◎行政報告について

- 議長（坂田秀昭君）町長から挨拶がございます。
あわせて、日程第3、行政報告について報告書が配付されておりますので、町長の補足程度の説明を願います。
久保町長。
○町長（久保弘志君）皆さん、おはようございます。定例町議会の開会に当たりまして一言御挨拶を申し

上げます。

一過の夏日から一転、肌寒い日が続いておりましたが、一雨ごとに野山の木々も色濃く装いを改め、新緑の映える初夏の訪れとともに、農作物が大きく成長する季節となってまいりました。

4月のツーリストセンターオープン以来、予想を超える多くの人が集い、にぎわいを見せ、人の流れが大きく変わっていると感じております。原生花園の花々も咲き誇る季節を迎え、さらに多くの皆さんに小清水町の魅力を感じていただきたいと願うところであります。

そうした本日、平成30年第3回定例町議会を招集させていただきましたところ、議員の皆様には公私とも何かと御多用の中、全員の御応招を賜りまして、ここに定例会が開会できますこと、厚くお礼を申し上げます。また、平素、町行政の推進に御尽力、御協力をいただいておりますことに対しましても、あわせて感謝を申し上げる次第でございます。

さて、今回定例会に御提案させていただきます案件でございますが、初めに承認案件につきましては、平成30年度税制改正における4月1日施行に関係する町税条例の一部改正、また平成29年度補正予算は、一般会計におきまして、3月の大雨被害による復旧事業費の追加に、同事業を含めた3事業の繰越明許費の追加を専決処分いたしましたので、御承認をお願いするものでございます。

報告案件は、平成29年度補正予算に計上しました一般会計5件、農業集落排水事業特別会計1件の繰越明許費につきまして、繰越計算書を調製しましたので、30年度への繰越状況を報告するものでございます。

次に、議案でございますが、条例関係につきましては、小清水町空家等対策協議会設置条例の制定1件、平成30年度税制改正に対応する町税条例の一部改正など条例改正2件、補正予算は平成30年度一般会計及び国民健康保険特別会計補正予算2件、契約の締結では、スクールバス交換事業にかかる購入及び農業集落排水処理施設機能強化対策工事の2件でございます。

以上11件の案件につきまして、よろしく御審議の上、原案に御協賛くださいますようお願いを申し上げます。定例町議会開会に当たっての挨拶といたします。

続きまして、行政報告をさせていただきます。

別途お配りしております行政報告書をごらん願います。

なお、私の補足説明はごく簡単に行いますので、御了承願います。

行政報告書2ページの右側下段でございます。地方版図柄入りナンバー知床の導入地域決定について報告をいたします。

本町を含む7町で構成する知床ナンバーの導入検討協議会で、本年3月に申請しておりました知床ナンバーの導入につきまして、5月22日に国土交通省より報道発表があり、平成32年度交付開始予定地域として、知床を含む全国17地域を追加することが発表されました。

新たな地域の追加につきましては、有識者審査会の検討を経て決定することとされておりますが、ここでの審議は要件の確認のみでありまして、今回発表の地域は、国土交通省において要件に照らし問題がないと判断し、この発表をもって導入の決定である旨の連絡があったものでございます。

導入時期につきましては、平成32年度中とされているだけで、具体的な時期については示されておりませんが、今後の予定としては協議会においてナンバーの図柄の選定を開始することとしております。

この方法は、7月から8月にかけて広く全国に公募を行いまして、図柄の審査会で対象を数点に絞り、地域内住民にアンケート調査を実施することとしております。その結果を踏まえて12月には図柄を決定し、その後、これを国土交通省に提案、有識者審査会での審査を経て、図柄及び導入時期が決定されることとなるものでございます。

続きまして、3ページの右側下段、農作物作況調査について報告いたします。

別紙農作物生育状況調査報告書をお配りしておりますので、ごらんください。

まず、総体的な状況でございますが、本年は春先の温暖な気候により融雪が進み、まきつけも順調に始まり、5月中旬以降も高温が続いたことから、農作物の生育は大幅に早まっていたところでございます。

しかし、6月中旬からの低温・多雨及び日照不足により、農作物の生育が緩慢となっている状況も見受けられますが、生育状況は平年並みに推移しているところでございます。

このような中、網走農業改良普及センター清里支所より、6月15日現在における農作物生育状況調査報告書が公表されましたので、その内容について補足説明をいたします。

資料の見方でございますが、表の左側が作物名、次に生育概況欄の上段が本年度の数値であります。町単独調査の実施により、さらに細分化した上段を小清水町の数値、下段を支所管内の数値としておりまして、下段の平年値につきましても同様でございます。

作物ごとの遅速日数で見ますと、小清水町の生育概況では、春まき小麦が昨年とおおむね同様でございますが、そのほかは春先の温暖な気候により、秋まき小麦が1日、バレイショが3日、てん菜、大豆、そして町単独調査を行っているタマネギはいずれも2日早い生育となっております。

飼料作物の状況は平年並みとなっております、トウモロコシが1日のおくれ、牧草が昨年とおおむね同様の生育となっております。

以上のような調査結果から、全体的には生育は平年並みの状況となっておりますが、農作物は今後の天候や適切な圃場管理によって収穫量が大きく左右されますことから、農業者の皆様を初め、関係者一丸となって生育状況に応じた適切な対応と一層の御努力により、豊穰の出来秋を迎えたいと願っているところでございます。

以上で行政報告を終わります。

◎発議第3号

○議長（坂田秀昭君）日程第4、発議第3号、議員研修会の参加についてを議題といたします。

7月3日から3日間の日程で町村議会議員研修会などに議員全員で参加することといたしたいと思えます。

お諮りいたします。

発議第3号、これに参加する場合の議員の出張並びに細部の取り扱いについては、あらかじめ議長に一任されたいと思えます。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）御異議ないものと認めます。

よって、本件はそのように決定しました。

◎意見案第2号

○議長（坂田秀昭君）日程第5、意見案第2号、ライドシェアの推進に対する慎重な審議を求める意見書（案）の提出についてを議題といたします。

提出者、林幸雄議員の説明を求めます。

はい、8番、林幸雄議員。

○8番（林幸雄君）はい、8番。意見案第2号につきまして説明いたします。

ライドシェアの推進に対する慎重な審議を求める意見書（案）でございます。

人口減少と高齢化対策といたしまして、一般のドライバーが利用客から運送料金を徴収して自家用車で送迎する、いわゆるライドシェアが既に一部の地域で特区により実施されているところであります。

問題点といたしまして、女性や高齢者の夜間利用の不安、またタクシーや路線バス、貨物、鉄道など地域公共交通への影響などが懸念されているところでもございます。本格導入に当たりましては、慎重な審議を行うよう求めるものであります。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。御賛同いただきますようお願いいたします。

以上です。

○議長（坂田秀昭君）質疑を受けます。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）質疑を終結いたします。

討論を行います。

(「なし」と呼ぶものあり)

○議長(坂田秀昭君) 討論を終結いたします。

意見案第2号、採決いたします。

原案のとおり決するに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶものあり)

○議長(坂田秀昭君) 御異議ないものと認めます。

よって、意見案第2号、原案のとおり可決されました。

◎意見案第3号

○議長(坂田秀昭君) 日程第6、意見案第3号、教職員の長時間労働解消に向け、「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法(給特法)」の廃止を含めた見直しを求める意見書(案)の提出についてを議題といたします。

提出者、林幸雄議員の説明を求めます。

はい、8番、林幸雄議員。

○8番(林幸雄君) はい、8番。意見案第3号につきまして説明をいたします。

この案件につきましては、昨年9月にも提出されたものでございますが、実施されないことから再度提出するものでございます。

内容につきましては、教職員の長時間労働を解消するには、時間外労働を抑制する法制度が肝要となるところでございます。時間外労働について定めている特別措置法、いわゆる給特法が実態と乖離していることから、廃止を含め見直しを求めているものでございます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。御賛同いただきますようお願いをいたします。

以上です。

○議長(坂田秀昭君) 質疑を受けます。

(「なし」と呼ぶものあり)

○議長(坂田秀昭君) 質疑を終結いたします。

討論を行います。

(「なし」と呼ぶものあり)

○議長(坂田秀昭君) 討論を終結いたします。

意見案第3号、採決いたします。

原案のとおり決するに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶものあり)

○議長(坂田秀昭君) 御異議ないものと認めます。

よって、意見案第3号、原案のとおり可決されました。

◎意見案第4号

○議長(坂田秀昭君) 日程第7、意見案第4号、2019年度地方財政の充実・強化を求める意見書(案)の提出についてを議題といたします。

提出者、林幸雄議員の説明を求めます。

8番、林幸雄議員。

○8番(林幸雄君) はい、8番。意見案第4号につきまして説明をいたします。

地方財政の充実・強化を求める意見書(案)でございます。

地方の財政事情による一般財源総額の確保、地方税への税源移譲、まち・ひと・しごと創生事業費の水準確保、地方交付税の財源の保障、また財政調整機能の強化などを求めているものでございます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。御賛同いただきますようお願いをいたします。

以上です。

○議長（坂田秀昭君）質疑を受けます。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）質疑を終結いたします。

討論を行います。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）討論を終結いたします。

意見案第4号、採決いたします。

原案のとおり決するに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）御異議ないものと認めます。

よって、意見案第4号、原案のとおり可決されました。

◎意見案第5号

○議長（坂田秀昭君）日程第8、意見案第5号、教職員の超勤・多忙化解消・「30人以下学級」の実現、義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1/2への復元、「子どもの貧困」解消など教育予算確保・拡充と就学保障に向けた意見書（案）の提出についてを議題といたします。

提出者、林幸雄議員の説明を求めます。

8番、林幸雄議員。

○8番（林幸雄君）はい、8番。意見案第5号につきまして説明をいたします。

この案件につきましても、以前、提出しているところでございますけれども、義務教育費国庫負担制度の堅持・負担率1/2への復元、「30人以下学級」の実現、必要人員の全校への配置、給食費、教材費などの負担解消、また就学援助制度の堅持、給付型奨学金の拡充、また高校授業料無償化制度への国家予算の確保などを求めているものでございます。

以上、地方自治法第99条の規定によりまして意見書を提出いたします。御賛同いただきますよう、よろしく願いをいたします。

以上です。

○議長（坂田秀昭君）質疑を受けます。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）質疑を終結いたします。

討論を行います。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）討論を終結いたします。

意見案第5号、採決いたします。

原案のとおり決するに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）御異議ないものと認めます。

よって、意見案第5号、原案のとおり可決されました。

◎意見案第6号

○議長（坂田秀昭君）日程第9、意見案第6号、2018年度北海道最低賃金改正等に関する意見書（案）の提出についてを議題といたします。

提出者、八木勝正議員の説明を求めます。

はい、3番、八木勝正議員。

○3番（八木勝正君）はい、3番。2018年度北海道最低賃金改正等に関する意見書（案）につきまして、北海道最低賃金の引き上げは、ワーキングプア解消のためのセーフティネットの一つとして最も重

要なものです。

現状では最低賃金の影響を受けるこれら多くの非正規労働者は、労働条件決定にほとんど関与することができません。

つきましては、北海道労働局及び北海道地方最低賃金審議会においては、平成30年度の北海道最低賃金の改正に当たって、以下の措置を講ずるよう強く要望する。

- 1、経済の自立的成長の実現に向けて、最低賃金を大幅に引き上げること。
- 2、経験豊富な労働者の時間額が道内高卒初任給を下回らない水準に改善すること。
- 3、中小企業に対し、安定した経営を可能とする対策を図るよう、国に対し要望すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。慎重審議の上、何とぞ御賛同いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（坂田秀昭君） 質疑を受けます。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君） 質疑を終結いたします。

討論を行います。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君） 討論を終結いたします。

意見案第6号、採決いたします。

原案のとおり決するに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君） 御異議ないものと認めます。

よって、意見案第6号、原案のとおり可決されました。

◎意見案第7号

○議長（坂田秀昭君） 日程第10、意見案第7号、北海道主要基幹農作物種子条例の制定に関する意見書（案）の提出についてを議題といたします。

提出者、八木勝正議員の説明を求めます。

はい、3番、八木勝正議員。

○3番（八木勝正君） はい、3番。北海道主要基幹農作物種子条例の制定に関する意見書（案）につきまして、種子法の廃止により、今後稲などの種子価格の高騰、地域条件等に適合した品種の生産・普及などの衰退が心配されています。また、遺伝子組み換え企業の日本の種子市場を支配していく懸念も指摘されています。

よって、本道農業の主要農作物の優良な種子の安定供給や品質確保の取り組みを後退させることなく、農業者や消費者の不安払拭のために、北海道独自の種子条例を制定するよう強く要望いたします。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。慎重審議の上、何とぞ御賛同いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（坂田秀昭君） 質疑を受けます。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君） 質疑を終結いたします。

討論を行います。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君） 討論を終結いたします。

意見案第7号、採決いたします。

原案のとおり決するに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君） 御異議ないものと認めます。

よって、意見案第7号、原案のとおり可決されました。

◎一般質問

○議長（坂田秀昭君） 日程第11、一般質問を行います。

質問の通告がありますので、発言を許します。

なお、質問、答弁ともに簡潔明瞭に願います。

5番、工藤孝一議員。

○5番（工藤孝一君） はい、5番。さきに通告してあります役場嘱託職員の処遇改善について質問いたします。

町民に保障されるべき公共サービスはどうあるべきか、それを誰が担うか、行政にとって大きな問題であります。

また、人口当たりの公務員数が日本は少ないという現状を踏まえても、正規公務員の数をふやすことが必要であると考えます。そして安定した雇用や適正な賃金・処遇が準備されるべきであり、嘱託職員の現状はそこからかけ離れていると考えるものでありますが、町長の御所見を伺います。

○議長（坂田秀昭君） 答弁を求めます。

久保町長。

○町長（久保弘志君） お答えいたします。

町民に必要な行政サービスを行うことは、町の責務であり、これを担う職員について必要な人員を確保するということは、大変重要なことと認識をしております。

町の職員数は現在、正職員82名、嘱託職員23名、計105名となっており、それぞれが大きな役割を担っておりますが、町の業務につきましては、少子高齢化社会の到来や地方分権の推進などを背景に、さまざまな分野で業務量の増加が見込まれております。

しかし、これからの本町における人口の減少など社会情勢の変化や財政状況を考えますと、正職員、嘱託職員とも単に職員を増加させることにはなりませんことから、このような動向に十分留意して事務事業の見直しを行いつつ、長期的な視点で適正な定員管理を考える必要があります。

そのためには、民間の力によってサービスの向上が期待できるものには業務の外部委託や指定管理者制度を活用し、適切な事務事業を推進するためにも、職員の任用や配置の見直しなどを常に検証し、効率的な行政運営に努めていくことが重要でございます。

御指摘の嘱託職員の待遇につきましては、これまでも改善を進めておりまして、給与の見直しはもとより、期末手当、住居手当、通勤手当の支給のほか、退職手当を支給するなどの処遇改善を図ってきております。

また、国においても、増大する臨時職員、非常勤職員の待遇を改善することを目的に、昨年、地方公務員法を改正し、新たに会計年度任用職員の規定を定めたところでありまして、町でもこの規定に基づき嘱託職員など非常勤職員の立場や待遇などを規定する条例を作成し、31年度中に御提案したいと考えているところでございます。

この制度は、32年4月から実施されるものでございますが、この中で非常勤職員の処遇改善など検討していきたいと考えておりますので、御理解をいただきたいと存じます。

○議長（坂田秀昭君） はい、5番、工藤孝一議員。

○5番（工藤孝一君） ただいま町長のほうから業務量、町役場全体の業務量の増加する中で、今後工夫をされて、民間の企業のそういったことも勘案しながら検討してまいりたいと。

あわせて、来年、再来年32年の4月から実施される会計年度任用職員制度についての御説明がありましたが、その後段の中で、確かに本町の嘱託職員の待遇については、いわゆる普通の臨時さんと比べても号俸給が適用されて、勤続経験年数が賃金にも反映されているということ、そして、一時金についてもきちんと支給されているという点では、本当に先ほど言いましたように単なる臨時ではなくて、勤続を評価しない、そういう自治体と比べたら、まだ現状は評価されるべき給与水準にあるのではないかなというふうにも思います。

しかしながら、現在、昨年の本町の正職員と嘱託職員の給与水準ですね、これを試算をいたしました。

仮に短大卒業の正職員の方が20年勤続された場合と、嘱託職員の保育士さんが20年勤務された場合の年間の給与の額の比較は、保育士さん、嘱託職員の方は正職の方と比べて64.5%の年間の給与の額になります。

あわせて、手当についても、期末、通勤、時間外、住居手当それぞれ現在では支給されておりますが、寒冷地手当、そして扶養手当等については正職の職員の方と比べてこの2点については支給されていないという状況がございます。

加えて、近隣の町村で今の保育所のこども園を設立しました、あるいは2年後に認定こども園にしようとする女満別幼稚園の園長さんにお聞きしましたところ、3歳から5歳までの子供のクラス、それぞれ1学年2クラスずつ、合計6クラスの体制の中で、正職員は担任の方、担任の職員が6名正職員として雇用されている。

そしてまた、2年前に認定こども園を建設しました、訓子府町の園長さんにもお聞きしました。訓子府町のこども園では、ゼロ歳から5歳まで11クラスで構成されていまして、2年前に正職員募集、4名の追加募集をしたということで、現在は12名の正職員の方が勤務されているということで、2年前になぜ正職員募集を公募したのか。これは臨時職の職員も含めて募集をかけたということは、やっぱり労働時間が、保育時間が11時間ということで極めて長い、保育時間と合わせて11時間を超える勤務時間が、クラス担任の勤務時間は極めて重たいものがあるということで、園長さんいわく、学校長会の会長さんにも職員の公募に携わっていただいて、面接等も公平にやって公募をして、4名の正職の方の増員を図って、合計12名にしたということでございます。

決して、こども園にしたことで民間に委ねるとか、そういう方向を女満別のこども園にする方向も町営で考えているということでおっしゃっていました。

こういった流れも見ながら、ぜひとも本町の保育行政がどうあるべきかということについて、再度御答弁をいただきたいと思えます。

○議長（坂田秀昭君）久保町長。

○町長（久保弘志君）お答えいたします。

まず、本町の嘱託職員、先ほど申し上げました23名の内訳でございますが、保育所、これはへき地保育所を含みますけれども、保育所保育士さんが18名、役場事務職員が2名、「はなやか」の加工補助が1名、本年度採用いたしました地域おこし協力隊が2名ということでございます。

以前から比べますと、嘱託職員というのはかなり激減をしているかなというふうに考えてございまして、嘱託職員といいますのは、いわゆる12カ月、1年以内の任用ということでございますが、実態としては常用化しているというのが、これがいいのかどうかということでございますが、私としては決していいとは思ってはいません。

そのようなことから、総合戦略にも掲げておりますけれども、保育所につきましては、もう民営化に向けて検討を行うという方向は出しております。

ただし、これができるのかどうなのかということでございます。このような小さな町にどこかの事業者さんが保育所を受けてくれるのかどうなのかと。今町立保育所、へき地保育所、幼稚園ありますけれども、小清水町の保育行政として、そのままがいいのか、1つにすればいいのかと、そういうようなことも、民営化もそうなのでありますが、それぞれ検討しなければいけないかなというふうに考えてございます。

総合戦略27年10月に策定をいたしまして、もう30年であります。その中で検討がなかなか進んでいなかったということでございまして、そのような方向性もあることから、つつい嘱託職員に頼ってきている部分があるのかなというふうに考えているところでございます。

工藤議員のほうから近隣町の状況もそれぞれお聞きをさせていただきましたが、私としましては、やはりその方向性をまず決めさせていただきたいというふうに考えてございます。

そのようなことから、民営化に行けるのであれば、その事業者さんの中で正規職員化ができるだろうというふうに思っておりますし、それができないのであれば、これは今も随時、保育所保育士さんにつきましては、嘱託職員でありますけれども、募集をかけております。

ただ、なかなかこれは来ていただけません。それは何かといいますと、やはり嘱託職員だからというこ

とだと思えます。それを正職員で募集をすればそれは来てくれるんだろうなというふうに思っておりますが、ほかの技術職を含めてなかなかこういう田舎の町にはそういう方たちは来てくれない状況がございますので、その辺やはりトータルのことを考えていく中で、まず、そこを決めた中で次の段階に移りたいというふうに考えてございます。

当然直営となった場合につきましては、今の状態では保育行政はやっていけないというふうに思っておりますので、やはりそれは正規職員を多数応募するなり、放課後児童クラブ、放課後子ども教室等々も含めて、そこ民営化も考えていかなきゃいけないと思えますけれども、そのようなトータルのことをまず考えた中で、どうあるべきか、それを考えさせていただいて、嘱託職員については、随時改善をしていきたいというふうに考えてございます。

先ほどの答弁の中でも、やはり会計年度任用職員というのが32年4月から始まるわけでありますので、でき得ればこれまではその方向性を出しつつ、本町の保育行政はどうあるべきか、嘱託職員の処遇をどうしていくかというのは考えていきたいというふうに考えてございますので、御理解をいただきたいと存じます。

○議長（坂田秀昭君）はい、5番、工藤孝一議員。

○5番（工藤孝一君）はい、5番。今、町長からも今後嘱託職員のあり方について、突っ込んだ検討をされていかれるということ、答弁でありましたが、今話が出ましたが、会計年度任用職員制度の導入であります。今回の、昨年の法改正ですが、任期の定めのない常勤職員を中心とする公務運営の原則が崩されている実態を、そういう実態を追認して固定化してしまう、そういう中身が包含されることとなります。

そして、特に会計年度任用職員、聞きなれない本当に名称であります。これはこの制度の中では一般職地方公務員とされることによりまして、地方公務員法で規定されております公務上の義務、規律、人事評価が適用されることとなります。

労働面で正規職員との差額を残したまま義務や規律、処罰を決めただけで正規職員並みということは、極めて問題を残す内容というふうに感じます。継続性、専門性、そして地域性が求められる町村職員の働き方が大きく変わろうとしている内容があるというふうに思います。

今、必要なのは嘱託職員の正規雇用の転換を極力図っていくこと、そして、それは地域における、小清水における雇用の安定とともに、労働条件や待遇改善が地域消費、小清水の経済を押し上げる効果が発揮されるものと思えます。

地域の波及効果、そして投資、そして雇用促進に資する循環関係の構築にもつながっていくと思えます。不安定就業を余儀なくされてきました嘱託職員の方自身の自己実現や日常業務に対するモチベーションの向上にもつながるといふ、そういう点も評価すべきであることだというふうに思います。

小清水の行政全体で子育て応援、町民みんなでそういう子育て支援する、そういう体制をぜひ今後の条例づくりの中にも位置づけていただきたいというふうに思います。答弁をお願いします。

○議長（坂田秀昭君）答弁を求めます。

久保町長。

○町長（久保弘志君）はい、お答えいたします。

昨年の法改正の関係であります。適正な任用等の確保というのがやはり一番大きいことなのかなというふうに考えてございます。

地方公務員法の改正、地方自治法の改正等々ございますけれども、これはあくまでも正職員とは違う位置づけかなというふうに思っております。

保育所につきましては、本年度末に2名の正職員が退職をするということになってございます。これからお話をさせていただきたいと思えますが、再任用制度を使った中で、また働いていただけないだろうかとか、いろいろな組織機構を見直した中で、やはり保育士を集中的に保育所のほうにいていただくとか、そのようなことを考えて当面はいきたいと思えますけれども、先ほど申し上げましたとおり、やはり全体像を出した中で、基本的にはやはり正職員化していくという流れかなというふうに思っています。そうじゃないと人は集まらないというふうに思っていますので、今18名の保育士さんが嘱託職員という立場で、それぞれ御努力をいただいて、子供たちの保育に当たっていただいておりますが、やはり不平不満

等々あるというふうにはお聞きしております。

全部が全部ということにはなかなかいかないのかもしれないかもしれませんが、この辺はトータルのものを見た中で、私としてはやはり嘱託職員全てでありますけれども、正規職員にしていくというのが本来の形であるというふうに考えてございますので、時間はかかるかもしれませんが、そのような形で地域経済のお話も先ほどありましたけれども、そのような形で一応取り組んでいきたいというふうに考えておりますので、御理解いただきたいと思っております。

○5番（工藤孝一君）はい、わかりました。

○議長（坂田秀昭君）以上で、通告の一般質問は終了いたしました。

これをもって一般質問は終了いたします。

暫時休憩いたします。

休憩 午前10時10分

再開 午前10時27分

○議長（坂田秀昭君）休憩前に引き続き、本会議を再開いたします。

◎承認第1号

○議長（坂田秀昭君）日程第12、承認第1号、専決処分した事件の承認について（町税条例の一部を改正する条例制定）を議題といたします。

説明を求めます。

斎藤町民生活課長。

○町民生活課長（斎藤高広君）ただいま上程されました承認第1号、専決処分した事件の承認について御説明申し上げます。

議案書は23ページからになります。

本専決処分につきましては、平成30年度税制改正における地方税法の一部を改正する法律、その他政令等の一部改正の4月1日施行に関する規定について、町税条例の一部を改正する条例の制定を行ったものでございます。

説明に当たりまして、別途配付しております新旧対照表専決分及び資料1、町税条例改正の概要をごらん願います。

まず、新旧対照表でございますが、1ページ上段にこの改正の根拠であります法令を記載しております。いずれも平成30年3月31日に公布されており、今回の専決処分による条例改正は、同年4月1日施行分について一部改正を行っております。

改正の内容につきまして、新旧対照表の右の欄に記載しておりますが、法律等の改正に伴う文言、字句の改正及び軽微な改正については、説明を省略させていただきます。

では、主な改正の内容でございますが、資料1、町税条例改正の概要をごらん願います。

1つ目といたしまして、法人の町民税関係でございます。新旧対照表では5ページの第48条の規定の整備になります。

①といたしまして、国内に支店などを有する外国関係会社との二重課税の調整方法についての見直しでございます。町内において今のところこの規定に該当する法人はございませんが、国税から控除し切れなかった控除対象所得税額等を今回の改正において、法人の町民税の法人税割額から控除することを定めた規定の整備でございます。

次に、②といたしまして、法人の町民税の納期限延長の計算期間についての見直しでございます。新旧対照表では8ページの第52条第2項以降の規定の整備になります。

計算期間から一定期間を控除して計算することを定めた規定の整備でございますが、具体的には、申告後に減額更正され、その後さらに増額更正があった場合には、増額更正のうち延長された申告期限前に納付された場合は、その申告期限までの期間を控除して計算することを規定しています。

2つ目は、固定資産税に関してであります。①といたしまして、特例税率、わがまち特例の減額措置の見直しと延長についてでございます。わがまち特例とは、固定資産税の課税標準の特例でありまして、税率を法に定められた範囲内において、地域の特性や実情に応じて条例で定めることができる減額措置でございます。

今回、特例措置の見直しと適用期間を延長するものであります。新旧対照表では11ページ下段の附則第10条の2でございます。第1項では、課税標準に乗じる市町村の条例で定める割合を2分の1としております。本町が独自の税率を設定する特別な理由がありませんことから、法で示された参酌基準に基づく率としております。

なお、この項において、法の附則第15条第2項第1号に規定されているものとは水質汚濁防止法に規定されている汚水廃液処理施設を指しております。

新旧対照表の次のページになります。12ページの第4項で、特例割合をこちらも法の参酌基準に基づき4分の3としております。こちらの法の附則に規定されているものとは、河川浸水被害対策法に規定されている雨水貯留浸透施設を指しております。

そのほか第7項から第11項は、防災関係の避難施設等を対象施設とする規定の整備でございます。

また、第14項から第18項では、電気事業者による再生可能エネルギー等の発電施設を規定に定めたものであります。

特例割合につきましては、いずれも法の参酌基準のとおりとしております。

次に、固定資産税の②でございますが、評価替えに伴い土地に重ねる固定資産税の負担調整措置を延長するものであります。

平成30年度は3年に一度の評価替えの年に当たりますことから、価格変動に伴う税額負担の激変緩和措置といたしまして、現行の仕組みを3年延長するものであります。

新旧対照表では、17ページの第11項で、特例措置の期間を延長する改正をしております。

以上、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分させていただきましたので、御審議の上、御承認くださいますようお願い申し上げます。

○議長（坂田秀昭君）質疑を受けます。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）質疑を終結いたします。

討論を行います。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）討論を終結いたします。

承認第1号、採決いたします。

原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）御異議ないものと認めます。

よって、承認第1号、原案のとおり承認されました。

◎承認第2号

○議長（坂田秀昭君）日程第13、承認第2号、専決処分した事件の承認について（平成29年度小清水町一般会計補正予算（第12号））を議題といたします。

説明を求めます。

金原企画財政課長。

○企画財政課長（金原武浩君）ただいま上程されました承認第2号、専決処分した事件の承認について（平成29年度小清水町一般会計補正予算（第12号））を御説明申し上げます。

専決処分の内容ですが、本年3月定例町議会提案の平成29年度一般会計補正予算（第11号）において議決をいただきました、畑作構造転換事業費補助金について、特定財源であります北海道の補助金が繰越措置となったことに伴い、本町の事業執行予算につきまして、同様に繰越措置を行うほか、3月9日の

大雨による圃場及び町道等の復旧事業について、繰越明許費の追加を行ったものでございます。

議案書33ページをお願いいたします。

歳入歳出予算の補正ですが、歳入歳出予算の総額にそれぞれ2,319万2千円を追加し、歳入歳出予算の総額を58億3,818万3千円としたものでございます。

議案書35ページをお願いいたします。

第2表繰越明許費補正は、専決処分概要で御説明いたしましたとおり、農林水産業費で2事業、土木費で1事業の3事業で総額3,745万円を翌年度に繰り越して事業を行うこととし、追加したものでございます。

議案書39ページをお願いいたします。

歳出予算ですが、主要施策調とあわせてごらん願います。

季節外れの大雨により損壊した圃場及び町道等に係る現況復旧費用として、6款1項3目農業振興費において原材料費720万円、8款2項2目道路新設維持改良費において、町道等修繕料1,599万2千円をそれぞれ追加したものであります。

議案書戻りまして、37ページをお願いいたします。

歳入予算ですが、地方交付税において、普通交付税及び特別交付税を合わせまして2,319万2千円を財源調整として追加したものであります。

以上、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をさせていただきましたので、御審議の上、御承認くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（坂田秀昭君）質疑を受けます。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）質疑を終結いたします。

討論を行います。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）討論を終結いたします。

承認第2号、採決いたします。

原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）御異議ないものと認めます。

よって、承認第2号、原案のとおり承認されました。

◎報告第3号 及び 報告第4号

○議長（坂田秀昭君）日程第14、報告第3号及び日程第15、報告第4号、平成29年度小清水町一般会計繰越明許費繰越計算書について、平成29年度小清水町農業集落排水事業特別会計繰越明許費繰越計算書についてを一括して議題といたします。

説明を求めます。

金原企画財政課長。

○企画財政課長（金原武浩君）ただいま一括上程されました報告第3号及び報告第4号、平成29年度小清水町各会計繰越明許費繰越計算書、初めに報告第3号、平成29年度小清水町一般会計繰越明許費繰越計算書について御説明申し上げます。

議案書41ページをお願いいたします。

平成30年1月開催臨時町議会へ提案の補正予算（第9号）及び3月開催定例町議会へ提案の補正予算（第11号）並びに3月に専決処分させていただきました補正予算（第12号）に計上いたしました繰越明許費につきまして、出納閉鎖を終え、確定しました繰越額及びその財源内訳を御報告するものであります。

初めに、2款1項総務管理費は、開町100年記念事業として実施する公開放送事業746万9千円、6款1項農業費は、3月の大雨による圃場被害の復旧事業で720万円、小清水地区を事業区域とした畑

作構造転換事業で1,425万8千円、小清水地区を事業区域とした道営草地畜産基盤整備事業で2,025万円、8款2項道路橋梁費につきましては、大雨被害による道路等の復旧事業で1,599万2千円、以上、総額で6,516万9千円の予算について、交付の決定または同意を得た道支出金、地方債等を財源として平成30年度に繰り越したものでございます。

以上、繰越計算書を調製しましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づき御報告申し上げます。

○議長（坂田秀昭君）荒木建設課長。

○建設課長（荒木和正君）続きまして、報告第4号、小清水町農業集落排水事業特別会計繰越明許費繰越計算書について御説明申し上げます。

議案書43ページをお願いいたします。

平成30年3月開催定例町議会提案の補正予算（第2号）に計上いたしました繰越明許費につきまして、出納閉鎖を終え、確定しました繰越額及びその財源内訳を御報告するものであります。

繰越事業ですが、2款2項建設改良費で小清水地区農業集落排水処理施設機能強化対策事業での840万の予算について、交付の決定または同意を得た地方債などを財源として、平成30年度に繰り越したものであります。

以上、繰越計算書を調製しましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づき御報告申し上げます。

○議長（坂田秀昭君）質疑があれば受けます。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）なければ、次に進みます。

◎議案第26号

○議長（坂田秀昭君）日程第16、議案第26号、小清水町空家等対策協議会設置条例制定についてを議題といたします。

説明を求めます。

荒木建設課長。

○建設課長（荒木和正君）ただいま上程されました議案第26号、小清水町空家等対策協議会設置条例の制定について御説明申し上げます。

議案書44ページをお開き願います。

この条例は、本町における防犯、防災、景観等住民の生活環境を保全し、魅力あるまちづくりの推進に寄与することを目的とし、空き家等の適切な管理及び活用促進を図り、町及び所有者の責務を明らかにするため、空家等対策の推進に関する特別措置法第7条第1項の規定に基づき、協議会の設置に関する規定を制定するものでございます。

空家等対策の推進に関する特別措置法は、適切な管理が行われていない空き家等が防災、衛生、景観等の地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしており、地域住民の生命・身体・財産の保護、生活環境の保全、空き家等の活用のための方策が必要とされ、国においても、空き家等に関する施策を総合的かつ計画的に推進する必要があることから制定されたところでございます。

本町におきましても、空き家等対策の推進は重要な課題と認識しており、この法律に基づき空家等対策協議会を設置し、空家等対策計画の策定を図り、これらの諸課題についての対策を講じることとするものであります。

この条例の内容でございますが、第1条では協議会の設置を、第2条では、協議会の所管事務として、空家等対策計画の策定、変更、実施に関すること、その他空き家等対策に必要なこと等定め、第3条では、組織として協議会の委員の定数を12名以内とし、第2項において、委員は、町長のほか、生活環境に支障が生じている実情や地域のニーズを反映するために地域住民の代表を初め、不動産、建築、福祉等に関する学識経験者、町議会議員、警察や商工会など関係機関及び団体のほか公募による委員など、その他町長が認める者とし、第3項では、秘密の保持について規定、第4条では委員の任期を2年とし、第5条で

は会長及び副会長の選任と責務、第6条では会議の運営に関し規定し、第4項において、必要に応じ北海道の建築部局など専門的な知識を有する助言者等の出席を可能とする規定を定めています。

第7条では協議会の庶務は建設課が行うこととし、第8条は、その他運営に関し必要な事項は別に定める委任規定を定めてございます。

最後に、附則でございますが、施行日は公布の日から施行することとしております。

以上が条例の内容でございますが、空家等対策計画につきましては、今年度、平成30年度内の策定を予定しているところでございます。

以上で説明を終わります。よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（坂田秀昭君）質疑を受けます。

はい、3番、八木勝正議員。

○3番（八木勝正君）はい、3番。この空き家対策についてなんですけども、今回この条例によってこういう形で委員を設置するということなんですけども、将来的に空き家対策については、どういった方向性で進んでいこうというお考えなのかをちょっとお伺いしたいなというふうに思います。

○議長（坂田秀昭君）答弁を求めます。

久保町長。

○町長（久保弘志君）お答えいたします。

私の考え方としては、まずは空き家がどのぐらいあるのかと、どのような状況なのかと、所有者は誰なのかということをもまず全体的に把握しないと、次の策は打てないというふうに考えてございます。

ですので、現実的に市街地にも危険家屋がございますけれども、やはりこれは法に基づいて淡々と手続をした中で、どうしていくのかということをお考えなきやいけないということから、やはり法に基づく条例を制定させていただきたいという考え方でございます。

それで、全量を把握した上で、近隣市町でもいろんな対策を講じておりますけれども、やはり以前、住宅リフォーム事業、助成事業もありましたが、その中で空き家の解体等々も実際はやっていただいたわけです。

そういうようなことから、どのような対策が必要なのかということをもまず全量を把握した中で考えていきたいというふうに考えています。その中には、解体費に対する助成であるとか、使える建物についてはリフォームをした中で有効に活用いただくとか、そういうようなことをまず全量を把握した上で施策を講じたいということから、まずは全量を把握する上で条例を制定させていただきたいという考え方でございますので、御理解をいただきたいと思います。

○3番（八木勝正君）わかりました。

○議長（坂田秀昭君）ほかに質疑のある方。よろしいですか。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）質疑を終結いたします。

討論を行います。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）討論を終結いたします。

議案第26号、採決いたします。

原案のとおり決するに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）御異議ないものと認めます。

よって、議案第26号、原案のとおり可決されました。

◎議案第27号

○議長（坂田秀昭君）日程第17、議案第27号、町税条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

説明を求めます。

齋藤町民生活課長。

○町民生活課長（齋藤高広君）ただいま上程されました議案第27号、町税条例の一部を改正する条例制定について御説明申し上げます。

議案書は46ページからになります。

本改正条例につきましては、平成30年3月31日公布された地方税法の一部を改正する法律、その他関係法令等の改正及び5月23日に公布された生産性向上特別措置法の制定に伴いまして、これら法律の施行後に対応する町税条例の改正が必要になるものでございます。

説明に当たりまして、別途配付しております新旧対照表及び資料2、町税条例改正の概要をごらん願います。

まず、新旧対照表でございますが、1ページ上段にこの改正の根拠であります法令を記載しております。今回の町税条例改正は、さきに御承認いただきました本年4月1日施行分以外の改正に関し、一部改正を行うものであります。

改正の内容につきましては、新旧対照表の右の欄に記載しておりますが、法律等の改正に伴う文言、字句の改正及び軽微な改正につきましては、説明を省略させていただきます。

では、主な改正の内容でございますが、資料2、町税条例改正の概要をごらん願います。

平成30年度税制改正のうち、この一部改正では、働き方の多様化を踏まえ、さまざまな形で働く人をあまねく応援するなどの観点から、個人所得税の見直しを行うとともに、デフレからの脱却、経済再生に向け生産性向上のための税制上の措置及び地域の中小企業の設備投資を促進するための税制上の措置を講じるほか、税務手続の電子化やたばこ税の見直し等を行うものでございます。

町税条例の主な改正の内容でございますが、1つ目といたしまして、町民税関係でございます。新旧対照表では、1ページ下段の第24項以降の規定になります。①といたしまして、障害者、未成年者及び寡婦等に対する個人住民税の非課税措置の要件についての改正でございます。

前年の合計所得金額の要件を現行の125万円以下から135万円以下に10万円引き上げ、非課税措置の基準を緩和する規定になります。

また、②につきましても、同様に非課税措置の緩和といたしまして、個人住民税の均等割、所得割の非課税基準について10万円引き上げる措置を講じるものでございます。

なお、所得割の非課税基準の規定につきましては、新旧対照表9ページの附則第5条の規定となります。

次に、③でございますが、前年の合計所得金額が2,500万円を超える所得割の納税義務者については、基礎控除の規定をなくし、調整控除を適用しないこととする改正となります。

以上、①から③の改正につきましては、法令に基づき平成33年1月1日から施行となるものであります。

次に、④でございますが、地方税の電子申告化推進に関し、資本金1億円超えの普通法人等に対して、法人住民税の電子申告を義務づける規定を追加するものです。

新旧対照表では、4ページの第48条第10項から第12項の規定になります。

こちらの施行期日は平成32年4月1日からとなります。

次に、2つ目のたばこ税に関してであります。たばこ税の税率を1本当たり3円引き上げる改正となります。これについては、国と地方あわせて1円ずつ、3年をかけて引き上げを行います。

新旧対照表では、8ページの第95条が1年目、平成30年10月1日施行の税率で1本当たり1円引き上げのうち、市町村たばこ税の配分率は48%でありますことから、千本につき430円増額となり、5,262円から5,692円に、11ページになります。一番下でございますが、第95条は、2年目として平成32年10月1日から施行の税率となり、千本当たり6,122円に、12ページ下段の第95条につきましては、3回目として平成33年10月1日施行の税率として、千本当たり6,552円に改正となります。

次に、②でございますが、加熱式たばこについて課税区分を新設した上で、その製品特性を踏まえた課税方式によりまして、5年をかけて段階的に見直すものであります。

加熱式たばこには、さまざまな大きさや形のものが出回っており、通常の紙巻きたばこ1本と同じ税率

では、課税の公平性の観点から課題があるとし、加熱式たばこの重量と価格をもとに紙巻きたばこに換算する方式を規定するものでございます。

新旧対照表では、5ページ、第93条の2以降、8ページ最上段にかけまして、また施行日ごとの規定は、10ページ以降、第94条の規定となります。

そのほかたばこ税に関し、紙巻きたばこ三級品の特例税率を6カ月間延長するもので、新旧対照表では、15ページの附則第5第2項第3号で、期間を平成31年9月30日までとするものであります。

次に、3番目の固定資産税に関してであります。中小企業の設備投資に対する特例措置の規定を追加する改正となります。

中小企業者が、新たに制定されました生産性向上特別措置法に規定する計画に沿って取得した一定の機械、装置等に対する税額について、3年間軽減するものであります。

新旧対照表では、9ページの中ほど、附則第10条の2第25項になります。法律上は2分の1からゼロまでの範囲で市町村が割合を定めることができるとされているものであります。

本町といたしましては、法の趣旨に即して町内の中小企業者の設備投資を後押しするため、その割合をゼロ、非課税と定めるものであります。

なお、税額の減収分については、その75%が地方交付税により措置されることになっております。

施行期日につきましては、地方税法上は生産性向上特別措置法の施行の日からとなっておりますが、同法につきましては、平成30年5月23日に公布され、同年6月6日から施行されております。

したがいまして、本県の税の特例措置の効力を速やかに発行するため、施行日をこの条例の公布の日からとするものであります。

以上、町税条例の一部改正に係る概要の説明とさせていただきます。よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（坂田秀昭君）質疑を受けます。ございませんか。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）質疑を終結いたします。

討論を行います。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）討論を終結いたします。

議案第27号、採決いたします。

原案のとおり決するに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）御異議ないものと認めます。

よって、議案第27号、原案のとおり可決されました。

◎議案第28号

○議長（坂田秀昭君）日程第18、議案第28号、小清水町放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

説明を求めます。

組野子育て支援課長。

○子育て支援課長（組野麻記君）ただいま上程されました議案第28号、小清水町放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例制定について御説明申し上げます。

議案書では61ページになります。あわせまして、別途お配りしております新旧対照表をごらんください。

改正条例案の内容につきましては、この条例の準則としております厚生労働省令の一部改正が行われたことに伴う改正であります。

放課後児童クラブにおいて、優秀な人材を広く放課後児童支援員として登用するために、支援員の基礎資格要件を拡大するものであります。

附則ですが、条例の施行につきましては、既に厚生労働省令が公布されており、特定期日を定める必要がないことから、公布の日からとするものです。

以上で説明を終わります。よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（坂田秀昭君）質疑を受けます。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）質疑を終結いたします。

討論を行います。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）討論を終結いたします。

議案第28号、採決いたします。

原案のとおり決するに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）御異議ないものと認めます。

よって、議案第28号、原案のとおり可決されました。

◎議案第29号 及び 議案第30号

○議長（坂田秀昭君）日程第19、議案第29号及び日程第20、議案第30号、平成30年度小清水町一般会計補正予算（第1号）について、平成30年度小清水町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてを一括して議題といたします。

説明を求めます。

金原企画財政課長。

○企画財政課長（金原武浩君）ただいま一括上程されました議案第29号及び議案第30号、平成30年度小清水町各会計補正予算、初めに、議案第29号、平成30年度小清水町一般会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。

別冊の補正予算書3ページをお願いいたします。

歳入歳出予算の補正ですが、歳入歳出予算の総額にそれぞれ5億3,258万4千円を追加し、歳入歳出予算の総額を5億6,158万4千円とするものでございます。

10ページをお願いいたします。

歳出予算ですが、主要施策調とあわせてごらんください。

初めに、1款議会費は、19節負担金補助及び交付金で年度内執行に不足が見込まれる管内町村議会議長会負担金3万1千円追加するものでございます。

次に、2款総務費1項1目一般管理費は、総合行政ネットワークの第4次整備計画に基づく機器設定の変更に伴い、12節役務費で通信費3万8千円、13節委託料で機器設定変更業務委託料9万4千5百円をそれぞれ追加、4目財産管理費25節積立金は、ふるさと事業基金へ3件の寄附金を積み立てることとし、410万円追加、12目開町100年記念事業費11節需用費は、記念事業の一環として開町100年ロゴマークをプリントしたトートバッグを全戸に配布することとし、6万7千3百2千円追加、総務管理費合わせまして1,181万5千円追加計上を行うものであります。

次に、4款衛生費1項4目医療保険費は、28節繰出金で国民健康保険特別会計への法定繰出金48万6千円追加、5目環境衛生費は、13節委託料で二酸化炭素排出抑制対策事業として取り組む地球温暖化対策活動推進業務委託料24万8千4百円追加、保健衛生費合わせまして、297万円追加計上を行うものであります。

次のページになります。6款農林水産業費1項3目農業振興費は、19節負担金補助及び交付金で畑作産地への労働力不足への対応として行う省力作業機械等導入事業など実施による畑作構造転換事業費補助金7,999万8千円追加、後継者不足や経営面積の増加への対応として行うICTを活用した農業への取り組みとして、産地パワーアップ事業費補助金4億3,023万9千円追加、農業費合わせまして5億1,023万7千円追加計上するものでございます。

次に、7款商工費1項3目観光振興費19節負担金補助及び交付金で、年度内執行に不足が見込まれる管内自然公園を美しくする会負担金4千円追加計上するものでございます。

次に、8款土木費3項2目空き家等対策費は、行政課題となっている空き家等の総合的な対策を実施することとし、1節報酬から13節委託料までの必要経費合わせて265万5千円追加計上するものでございます。

次のページになります。10款教育費2項2目小学校教育振興費及び3項2目中学校教育振興費は、年度内執行に不足が見込まれる、4節共済費、7節賃金をそれぞれ追加計上。

次のページになります。6項3目給食センター費11節需用費につきましては、建築主体工事で設置した各種冷蔵庫等について、触媒部分の腐食により適正な管理温度が維持できないことから、食品安全管理に万全を期することとし、建物等修繕料200万9千円追加計上するものでございます。

次に、歳入予算ですが、7ページにお戻りください。

13款国庫支出金2項3目衛生費国庫補助金は、二酸化炭素排出抑制対策事業費補助金を歳出同額の248万4千円計上。

14款道支出金2項3目農林水産業費道補助金で、畑作構造転換事業費補助金及び産地パワーアップ事業費補助金について、それぞれ歳出同額計上を行い、合わせて5億1,023万7千円追加計上。

16款寄附金1項1目総務費寄附金は、3件の指定寄附410万円追加計上。

次のページになります。

17款繰入金1項3目ふるさと事業基金繰入金は、開町100年事業費執行経費として673万2千円追加計上。

18款繰越金は、その他財源調整分としまして818万9千円を追加計上。

19款諸収入4項1目雑入は、賃金に係る本人負担分として保険料収入84万2千円追加計上するものでございます。

14ページの給与費明細書につきましては、空家等対策協議会委員報酬の追加によるものでありますので、説明を省略させていただきます。

以上で説明を終わります。よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（坂田秀昭君）村上保健福祉課長。

○保健福祉課長（村上信二君）続きまして、議案第30号、平成30年度小清水町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。

補正予算書16ページをお開きください。

歳入歳出予算の補正ですが、歳入歳出予算の総額にそれぞれ84万5千円を追加し、予算総額を9億4,594万4千円とするものでございます。

補正予算書21ページをお開きください。

初めに、歳出予算ですが、1款1項総務管理費、一般管理費では、国民健康保険法改正に伴う平成30年度制度運用に対応するシステム改修といたしまして、業務委託料48万6千円を追加計上し、8款1項償還金は、平成29年度の高額医療費共同事業及び保健事業費の実績による額の確定があり、国及び道からの交付を受けた負担金等において、超過交付となっている総額35万9千円を返還金として追加計上するものでございます。

続きまして、予算書19ページにお戻りください。

歳入予算ですが、4款1項一般会計繰入金は、国民健康保険システム改修に係る財源といたしまして、歳出同額の48万6千円を追加し、返還金の財源といたしまして、5款繰越金で35万9千円を追加計上するものでございます。

以上、国民健康保険特別会計補正予算の説明を終わります。よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（坂田秀昭君）初めに、議案第29号、平成30年度小清水町一般会計補正予算（第1号）について質疑を受けます。

はい、1番、下平正吾議員。

○1番（下平正吾君）財政課長、ちょっとお聞きしたいんですけども、補正予算の主要調ですね、これ30年度だね、教育委員会関係で臨時職員と、小学校は臨時職員、中学校の場合は臨時特別支援教育支援員7人ということでございますけども、それぞれ82万9千円と49万2千円を、これは追加計上、本予算で組んだあったものを足りないからここで組んだという理解でよろしいでしょうか。それちょっと、まず、それを聞きたい。

○議長（坂田秀昭君）答弁を求めます。

中野生涯学習課長。

○生涯学習課長（中野也寸志君）お答えいたします。

当初予算で組んでおりました賃金に加えまして、産休代替えの教員を採用するに当たりまして、7月採用の予定ですけども、前倒しして人材を確保するという目的から、町費負担で4月から採用したことによりまして、小学校の臨時教員の経費として追加計上となったものです。

中学校につきましては、病気で休暇となった先生の代替えというか、その支援のために採用した代用教員というか、臨時教員の賃金の補正でございます。

○議長（坂田秀昭君）1番、下平正吾議員。

○1番（下平正吾君）基本的には代替え、それから産休に伴う教員の確保のために行うということでございますけども、特に産休の場合は月日、年月というか、期間はどのぐらい考えている、ちょっと教えていただきたいと思います。

○議長（坂田秀昭君）答弁を求めます。

中野生涯学習課長。

○生涯学習課長（中野也寸志君）お答えいたします。

産休、通常ですと、産前産後で8週ずつを予定しておりますけども、場合によっては妊娠障害休暇というものも認められまして、このたびそれも該当になっております。その後、育児休暇等はその後の申請によって決まるもので、当面産前産後の休暇を予定しております。

○議長（坂田秀昭君）はい、1番、下平正吾議員。

○1番（下平正吾君）したら、この金額というのは産前産後のその分に充てる賃金という理解でいいですか。

○議長（坂田秀昭君）答弁を求めます。

中野生涯学習課長。

○生涯学習課長（中野也寸志君）基本的に産休代替えにつきましては、期限つき教員ということで、道費で賄うことになっておりますが、その期間でいくと、今回は7月からの期限つき教員の採用となりますが、7月になりますと、期つき教員の確保、人材確保が難しいということで、4月の段階で町費教員として採用することで、7月から代替え教員となる人材を確保するという目的から、前倒しで町費で採用したことによる賃金の追加です。

○1番（下平正吾君）はい、わかりました。

○議長（坂田秀昭君）ほかに質疑のある方。

はい、3番、八木勝正議員。

○3番（八木勝正君）はい、3番。開町100年の記念事業の中での定住感謝記念品贈呈事業ということなんですけど、この事業って、当初予算ではなかった項目だったのかなというふうに記憶しているんですけども、これは当初予算決定後というか、それ以降に考えられた事業なのか、ちょっとその辺をお尋ねしたい。

○議長（坂田秀昭君）答弁を求めます。

金原企画財政課長。

○企画財政課長（金原武浩君）予算計上時期についての御質問かと思っておりますけども、トートバッグということで全戸配布につきましては、当初予算の編成時においても検討は実はしておったところなんですけども、トートバッグの見積もり会社のほうに全戸配布の個数確保ということで、商品照会をかけたところ、その時点においては商品数の確保が必ず確保できる確約はできないというお話がありましたので、当初予

算の計上を見送りまして、新年度に入りましてロット数の確保ができる状況を確認した上で、今回補正予算を計上させていただいたという経過でございます。

○議長（坂田秀昭君）はい、3番、八木勝正議員。

○3番（八木勝正君）経過については、大体わかりました。ただ、トートバッグという商品に決めたという何か特別な理由があるのかどうなのか、それをお尋ねしたいのと、それから、これ1戸当たりお幾らぐらいするのか、全戸配布ということは、1戸当たり1個なのか、ちょっとその辺ももう少し詳しく御説明をお願いしたいなと思います。

○議長（坂田秀昭君）答弁を求めます。

金原企画財政課長。

○企画財政課長（金原武浩君）トートバッグの見積もりに関しましては、選定に関しましては、本町に進出していただきますモンベルの商品をチョイスいたしまして、事務的に精査させていただいて、トートバッグをチョイスさせていただきました。

ちなみに、トートバッグの大きさなんですけれども、高さが37センチ、幅が28センチ、奥行きが14センチという品物でございまして、書類的というとA4版の書類がすぽっと入るような大きさということで、まず、御理解をいただきたいと思います。

それと、1個当たりの予算計上金額でございますけれども、見積額でいきますと、トートバッグ1品当たりにつきましては3,200円でございます。そのほかに提案説明でも御説明いたしました開町100年のロゴマークのプリントをするということでございますので、その版代とかプリント料が別途かかってございます。それはちょっと1個当たりの割り返しができませんが、プリント代と版代を合わせまして、やや90万円程度予算が必要だということになってございます。

配布の方法でございますけれども、1世帯1個ということで考えてございますので、御理解をいただきたいと思います。

○議長（坂田秀昭君）よろしいですか。ほかに。

はい、6番、大石誠示議員。

○6番（大石誠示君）はい、6番。産地パワーアップ事業、これは今の自動運転等については、我々組合員としても事前に農協から説明を受けて、いずれ議会が通って事業は進むのではなかろうかと思ったんですけれども、この中にビートの育苗プラント、これが一番下の欄にあるんですけれども、この一式というのはどういう金額で、どういう設置の仕方がされているという具体的なものが出ているのかどうか、ちょっとお伺いをいたします。

○議長（坂田秀昭君）答弁を求めます。

細川産業課長。

○産業課長（細川正彦君）お答えをしたいと思います。

大石さんの御質問、YACさん、こちらが事業主体となって、産地パワーアップ事業のほうに申請をいただいているところです。

ビート育苗のプラント機械一式、それぞれ機械のほう計上させていただいているんですが、総額でまず申し上げたいと思います。

まず、総事業費といたしましては4,818万4,200円で、このうち国費が2,230万7千円という数字になってございます。機械一式という形で上げさせていただいているところですが、この産地パワーアップ事業で入れますものは、当然土通し機とか、そういうもろもろのものが入ってございまして、総額で全てで10台ほどのそれぞれ設定をされていますね。

浜小清水さんの育苗でやったところもあると思うんですが、あのセットをある程度そろえるという形で聞いてございます。

これにあわせて、既に今ポット手作業でやっている部分もありますので、その現有機も使ってやっていきたいと。それぞれYACさんのほうで要望を出されたところ、大体約1万2千冊つくりたいという形で準備を今しているところでございます。

以上でございます。

○議長（坂田秀昭君）よろしいですか。

はい、6番、大石誠示議員。

○6番（大石誠示君）はい、6番。この話は地域でもある程度話題の一つなんですね。それで、YACという今言葉出ましたけれども、たしか私どもに大きな事業、ここでやる可能性あるという報告は、たしかおととしの12月ごろ、たしか大卒の説明はあったような気がするんですね。それからしばらくこのYACという事業がどうなっているのかわからなかったわけですが、急遽ここでその話が出てきたと。事業はもう成立をされていると。

ということは、この裏には止別の小学校跡地ですか、公有地がやっぱり使うのではなからうかということがありますので、その辺はどうなっているのか、ちょっとお伺いをいたします。

○議長（坂田秀昭君）答弁を求めます。

細川産業課長。

○産業課長（細川正彦君）YACさんのお話で、組織のまず話のほうを私のほうからさせていただきたいと思えます。

YACさん、止別地区の6戸の農家さんで構成をされて、法人設立を本年の3月に正式にさせていただいて、本町の認定農業者のほうにも認定を3月27日にさせていただいているとでございます。

今回のこの産地パワーアップ事業でてん菜の部分、ポットの作成の申し込みですね、実際ありましたところ、24件の方が申し込みがありまして、その中で現在の申込者数、先ほど1万2千と申し上げましたが、1万2,812冊、これをつくってほしいという形で出されています。

そのてん菜の作付面積が2万4,648という数字になってございます。既に構成された方々で産地パワーアップ事業のほうを今回申請をさせていただいているという形でございます。

止別地区の関係につきましては、総務課長のほうから。

○議長（坂田秀昭君）服部総務課長。

○総務課長（服部隆文君）止別小学校の跡地の利用につきましては、YACさんのほうから申し入れがありまして、あそこは現在建設車両の車庫もありますことから、そちらのほう御意見、そして地域の御意見を聞いた上で使用していない部分を貸し出すことといたしまして、ことし4月に契約して貸し出しております。

以上です。

○議長（坂田秀昭君）よろしいですか。

○6番（大石誠示君）いいです。

○議長（坂田秀昭君）ほかに。

はい、8番、林幸雄議員。

○8番（林幸雄君）今のちょっと貸し出しについてお伺いしたいんですがね、いわゆる、前にもちょっとこの話があったような気がするんです、今大石さんが質問したように、その中にやはり町の財産を貸し出すときには、もっときちっとした条件なり、使い捨てるのではないようなやっぱり感覚を持っていただくに、きちっとした貸出方法というのを考えるべきだというのが、議員の間であったような気がいたしますが、町としてはどのようなお考えで貸し出ししたんでしょうかね。

○議長（坂田秀昭君）答弁を求めます。

服部総務課長。

○総務課長（服部隆文君）YACのほうからは、使用していない部分について購入したいという申し入れもあったところでございますけれども、現在車庫がある、使用している部分については、そちらの使用というものが優先されますので、現在使用していないグラウンド部分ということで貸し出すことといたしまして、1年年度末までの契約を締結しております。

以上です。

○議長（坂田秀昭君）はい、8番、林幸雄議員。

○8番（林幸雄君）1年の貸し出しですか。そこをもう、今何て。

○議長（坂田秀昭君）答弁を求めます。

服部総務課長。

○総務課長（服部隆文君）契約上は1年でございますけれども、この契約はその後更新できるという内容になっております。

○議長（坂田秀昭君）はい、8番、林幸雄議員。

○8番（林幸雄君）機械だけの購入なんですか、これ、施設的にはいわゆるプラントみたいなのを建てるということなんでしょう。機械だけなら1年というのはわかるんです。例えば施設にしたほうが1年1年更新にしても、1年で壊して、新たにまた建てるという意味なんですか。

○議長（坂田秀昭君）答弁を求めます。

細川産業課長。

○産業課長（細川正彦君）私のほうから事業のほう、まず、産地パワーアップ事業については機械だけの導入です。それが補助金の対象になります。当然プラントの事業をやるという形になると、施設が当然必要になってきますので、その施設については基本自己資金でまずはやりたいと。

ただ、本町のほうにおいて、共同利用の施設の単費補助というのが、北斗の育苗をやったときに補助事業を使っていると思いますが、あの制度がありますので、そちらのほうのお申し込みがあれば、当然そちらのほうも検討していくという形になるかと思えます。

今回、土地についてのお話があったと思いますが、止別の今回お貸ししたところにプラントの建物は建てるという形になっています。賃料については、年額で7万8,622円というふうに、賃料も発生させた契約となってございますので、自動更新という形でお話ありましたが、あくまで双方より何らかの意思表示があった場合については、当然契約の解除等も出てくると思えますので、そういう形で対応していきたいというふうに考えています。

以上でございます。

○議長（坂田秀昭君）暫時休憩します。

休憩 午前11時28分

再開 午前11時43分

○議長（坂田秀昭君）それでは、本会議を再開いたします。

ほかに質疑のある方。

はい、4番、森浩議員。

○4番（森浩君）土木費の空き家対策費の中の、空き家対策応急修繕で30万の予算を組んでいるんですが、これはどうなんですか、危ないだとか、もしくはまた、事前に修繕していたほうが良いというようなそういう思惑か、もしくはあと、そのお金は回収できるのかどうなのか、お聞かせください。

○議長（坂田秀昭君）答弁を求めます。

荒木建設課長。

○建設課長（荒木和正君）ここに計上してございます空き家等修繕料30万円でございますが、こちらにつきましては、台風など災害時に原則修繕は所有者が負担することになりますが、所有者等と連絡がつかないとき、あるいは台風とかが押し迫って早急に危険な状態にあるときに、コンパネで塞ぐとか、風で飛ばないように措置をすることを見込んで30万を見込んでいまして、そういう災害時のための費用でございますが、原則は個人負担をしていただくという前提でございます。

○議長（坂田秀昭君）よろしいですか。

はい、4番、森浩議員。

○4番（森浩君）今の空き家の中で、例えば危険家屋の中で持ち主がわからないというようなところはありますか。

○議長（坂田秀昭君）答弁を求めます。

荒木建設課長。

○建設課長（荒木和正君）それは、全ては今把握してございませんので、この委託料で見えています空き家

等調査業務委託の中で、町内にある空き家全ての所有者も把握していく予定でございます。

○議長（坂田秀昭君）よろしいですか。

○4番（森浩君）わかりました。

○議長（坂田秀昭君）ほかに。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）質疑を終結いたします。

討論を行います。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）討論を終結いたします。

議案第29号、採決いたします。

原案のとおり決するに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）御異議ないものと認めます。

よって、議案第29号、原案のとおり可決されました。

次に、議案第30号、平成30年度小清水町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について質疑を受けます。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）質疑を終結いたします。

討論を行います。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）討論を終結いたします。

議案第30号、採決いたします。

原案のとおり決するに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）御異議ないものと認めます。

よって、議案第30号、原案のとおり可決されました。

◎議案第31号 及び 議案第32号

○議長（坂田秀昭君）日程第21、議案第31号及び日程第22、議案第32号、スクールバス交換事業にかかる購入契約の締結について、小清水地区農業集落排水処理施設機能強化対策工事（受電）にかかる契約の締結についてを一括して議題といたします。

説明を求めます。

荒木建設課長。

○建設課長（荒木和正君）ただいま一括上程されました議案第31号、スクールバス交換事業、議案第32号、小清水地区農業集落排水処理施設機能強化対策工事（受電）にかかる契約の締結について御説明申し上げます。

これら2件の入札につきまして、平成30年6月12日、地方自治法施行令第167条第1項第1号の規定による指名競争入札を行ったところであります。

議案書は64ページからになります。また、お手元に配付しております資料、入札及び契約状況表をあわせてごらん願います。

まず、議案第31号、スクールバス交換事業ですが、入札及び契約状況表の資料番号1に記載のとおり、斜網ホンダモーターが697万8千円、消費税込み金額753万6,240円をもって落札しました。

次に、議案第32号、小清水地区農業集落排水処理施設機能強化対策工事（受電）ですが、資料番号2に記載のとおり、エスケー・富樫経常建設共同企業体が1億650万円、消費税込み1億1,502万円をもって落札しました。

以上のとおり落札者が決定しましたので、地方自治法第96条第1項第5号並びに同項第8号の規定に

より、議会の議決を求めるものでございます。

よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（坂田秀昭君）初めに、議案第31号、質疑を受けます。ございませんか。
（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）質疑を終結いたします。
討論を行います。
（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）討論を終結いたします。
採決いたします。
原案のとおり決するに御異議ございませんか。
（「異議なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）御異議ないものと認めます。
よって、議案第31号、原案のとおり可決されました。
次に、議案第32号、質疑を受けます。
（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）質疑を終結いたします。
討論を行います。
（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）討論を終結いたします。
議案第32号、採決いたします。
原案のとおり決するに御異議ございませんか。
（「異議なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）御異議ないものと認めます。
よって、議案第32号、原案のとおり可決されました。

◎閉会の宣告

○議長（坂田秀昭君）以上で、本町議会定例会に付議された案件の審議は全て終了いたしました。
これをもって、平成30年第3回町議会定例会を閉会いたします。
慎重審議ありがとうございました。

（午前11時48分）